

第三十二回

大津町農業委員会

令和八年二月十日

第32回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日（火） 14:51から16:00

2. 場 所 大津町役場 2階 町民協働ルーム

3. 出席農業委員 （11人）

1 番 古庄 廣継	2 番 東 一夫	3 番 西村 千香
4 番 藤本 勝昭	6 番 宮崎 恵美	
7 番 府内 公生	8 番 岩本 勝	9 番 今村 太
10 番 大村 礼美	11 番 荒木 博文	12 番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員 （3人）

7 番 鍋島 定照	9 番 石原 龍二	12 番 野村 哲也
-----------	-----------	------------

4. 欠席農業委員（1人）	5 番 宮崎 京子	
欠席推進委員（3人）	11 番 和田 勇一郎	14 番 坂本 千海
	17 番 本田 喜代治	

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の意見について
日程第8	議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見について
日程第9	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第22条第2項に基づく買入協議結果に対する意見について
日程第10	報告第1号 農地法第5条の規定による許可不要転用届（九州電力）について
日程第11	議案第7号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤 孝浩	事務局次長 府内 優也	事務局 堀江 大成
------------	-------------	-----------

7. 会議の概要 別紙のとおり

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「こんにちは」。着席をお願いします。
只今から令和 8 年 2 月、第 3 2 回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第 1、開会。開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶あり

事務局 ありがとうございます。
続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員の過半が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第 2、議事録署名委員の指名です。1 番 古庄 廣継委員と
2 番 東 一夫委員をお願いします。

日程第 3、会期の決定についてです。お諮りします。2 月の第 3 2 回定例総会
は、本日 1 日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。2 月の第 3 2 回定例総会は本日 1 日をもって終了と
します。

議案審議に入ります。日程第 4、議案第 1 号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条に係る申請についてご説明いたします。議
案書は 1 P をお願いします。

農地法 3 条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の
要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

定例総会において、調査書の第 2 項第 1 号から第 6 号により判断しておりま
す。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。
申請地は大字室地内にある農地1筆です。

申請理由は、親子間の贈与による所有権の移転です。小麦の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字室地内の農地です。
申請の内容は、室地内の田1筆、1,091㎡について親子間での贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で贈与の話がまとまったため申請に至りました。

農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。

労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字矢護川地内にある農地2筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。甘藷の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですので、
今村委員から説明をお願いします。

今村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字矢護川地内の農地です。
申請の内容は、矢護川地内の畑2筆9, 423㎡について売買による所有権
の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまった
ため、申請に至りました。
農業機械等は、所有するトラクターを使用することとなっています。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
矢護川地区担当は坂本推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は
預かっていますか。

事務局 坂本委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字平川地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。甘藷の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので、
府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字平川地内の農地です。
申請の内容は、平川地内の畑1筆1, 450㎡について売買による所有権
の移転を行うものです。
譲受人は兼業農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまった
ため申請に至りました。
農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。
労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は野村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございま
せんか。

委員意見 問題なかったと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の4、調査書は4 P、申請地見取図は7 P～8 Pをお願いいたします。
申請地は大字室地内にある農地1筆です。
申請理由は、いところ間の贈与による所有権の移転です。人参の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字室地内の農地です。
申請の内容は、室地内の田1筆390㎡について、いところ間での贈与による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で贈与の話がまとまったため申請に至りました。
農業機械等は、トラクターなどをリース使用することとなっています。
労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に問題ないと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

大村委員 申請地は狭いですが、他の農地でも作付けしているのでしょうか。

事務局 申請地と1筆物になっている、隣の農地でも作付けしています。

岩本委員 申請地で現在耕作しているのは菊陽町の人です。今後、引き続き農地を貸すようなことになるのではないのでしょうか。

事務局 貸していることは今初めて知ったことになりますので、関係者を集めて事務局で詳細を確認します。

会 長 現時点で許可を出すことに賛成することは困難だと考えますので、継続審議とし、事務局で詳細を確認し、来月以降の定例総会で審議したいと思います。

継続審議とすることに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の4、贈与による所有権の移転につきましては、継続審議することと決定します。

続きまして、3条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の5、調査書は5P、申請地見取図は9P～12Pをお願いいたします。申請地は大字町地内にある農地4筆です。

申請理由は、親子間の贈与による所有権の移転です。米、麦、大豆の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、町地区ですので、藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字町地内の農地です。

申請の内容は、町地内の田3筆、畑1筆5, 262㎡について親子間での贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で贈与の話がまとまったため申請に至りました。

農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。

労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
町地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の5、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回1件の申請がなされております。

4条の1、意見書(案)は6P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は宅地の拡張です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で、転用は可能です。なお、既存の施設の拡張に該当することから代替地の検討は不要となっています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、

私から説明いたします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内で、護川小学校の北東約700mに位置する農地です。
申請の内容は宅地の拡張です。自宅敷地を拡張し、農業用倉庫の建築、県道からの進入路の拡張を行うため、今回の申請となりました。
申請地の隣接地には、農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は、入院中の本田推進委員に代わり、西村農業委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に問題ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

4条の1、宅地の拡張の転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回1件の申請がなされております。

5条の1 意見書(案)は7P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字高尾野地内の農地です。

1の転用目的は農業用倉庫への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しますが、例外規定の「隣接土地と一体的利用」に該当し、転用は可能です。

隣接する宅地内にある農業用倉庫が、隣の農地まで境界を侵して建設されていたことが判明したことによる申請です。

既に農業用倉庫として利用していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、高尾野地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字高尾野地内で、高尾野工業団地の南に位置する農地です。
申請内容は農業用倉庫です。土地を取得した時から、ブロック塀が隣接農地内に設置されており、その事実が判明したことで今回の申請となりました。
申請地が農業用倉庫になることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 農業委員の説明が終わりました。
高尾野地区担当は、入院中の和田推進委員に代わり、西村農業委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 質問ですが、今回の申請に至った経緯を聞きます。

事務局 以前、申請地の隣接地には農家住宅と農業用倉庫があったようで、老朽化で取り壊し、現在の農業用倉庫を新たに設置したようです。新たに設置した際に境界を侵して設置していることが、財産整理をする中で判明し、譲渡人と相談して今回の申請に至ったということになります。

委員意見 わかりました。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、

ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 農業用倉庫への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・1本化されます。

これに先駆けて、昨年度11月から議案の記載方法を変更しております。

令和7年4月以降は、基盤強化法による利用権設定も、基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買(公社売買)となります。

それでは、議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見についてご説明します。

議案書は4P～14Pとなります。

今月の申請は24件で、その内一括方式が13件、再配分が11件となります。

申出書面積の合計は193,294㎡(約19町3反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

(2～3分程)

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画(案)について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の意見についてご説明申し上げます。議案書は15Pとなります。

令和7年4月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は5件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、20,726㎡、対価の合計は20,875,518円です。

申請番号1は譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画で、申請番号2から5は譲受人の規模拡大に伴い、農業公社から買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。
（意見・質問なし）
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成と認めます。

議案第５号 農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし
公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第９ 議案第６号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第６号 農業経営基盤許可促進法第２２条第２項に基づく
買い入れ協議結果に対する意見についてご説明申し上げます。議案書は１６Ｐとなります。

「買い入れ協議制度」とは熊本県農業公社が農用地所有者と優先的に買入の協議を実施することによって認定農業者など地域の望ましい担い手に効果的に農地利用の集積を図ろうとする制度です。

農業委員会から町長に、買い入れ協議を行う旨を農地所有者に対し通知するように要請し、その後買い入れ協議が行われた結果に対する審議となります。

今月の買い入れ協議の件数は２件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

面積の合計は、２６，３３７㎡、対価の合計は３０，３１７，７００円です。

審議の結果、農業委員会から財団法人熊本県農業公社に意見書を送付し、代金の支払いや所有権移転登記が行われることになります。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
農業経営基盤許可促進法第２２条第２項に基づく買い入れ協議結果に対する意見についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農業経営基盤許可促進法第22条第2項に基づく買い入れ協議結果に対する意見について、「意見無し」と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号 農業経営基盤許可促進法第22条第2項に基づく買い入れ協議結果に対する意見について、原案どおり承認・決定とします。

続きまして日程第10 報告第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条の規定による許可不要転用届についてご説明申し上げます。議案書は17Pとなります。

申請者・転用しようとする土地の所在につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出の内容は、農地法第5条第1項第7号の規定により、九州電力送配電株式会社が分岐線の新設及び地盤調査のため、農地の一部を一時転用するものです。

この場合、「農地法」及び「農地法施行規則」の規定により、許可は不要となります。

以上、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。
報告第1号についてご意見・ご質問等はございませんか。
(意見・質問なし)

続きまして日程第11 議案第7号を上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)
お手元に配布しております「R8. 2. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- ・ 3月の現地調査及び小委員会予定について
(案はR8. 3. 3 (火) 午前9時00分～ 2階 町民協働ルーム)
- ・ 3月の定例総会予定について

(案はR 8. 3. 1 0 (火) 午前9時30分～ 2階 町民協働ルーム)

- ・ 毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について (お願い)
- ・ 農地等利用最適化推進施策を実現するための意見書について
- ・ 地域計画の協議の場について

会 長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和8年2月の第32回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和8年2月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 虎美

議事録署名委員 市 庄 廣 継

議事録署名委員 東 一 夫